

複合契約の考察

渡邊 貴

(鹿野研究会 4 年)

- I はじめに
- II 我が国での第三者与信型消費者信用取引における抗弁の接続を巡る議論
 - 1 裁判例 I —— 割賦販売法改正までの裁判例
 - 2 学 説
 - 3 立法 I —— 昭和59年割賦販売法改正
 - 4 裁判例 II —— 割賦販売法改正後の裁判例
 - 5 立法 II —— 平成11年以降の割賦販売法改正
- III 複合契約論
 - 1 学 説
 - 2 裁判例
- IV 複合契約における密接性の要素
 - 1 抗弁の接続
 - 2 一般的な複合契約
- V 結びにかえて

I はじめに

現代社会においては、民法典が予定している二当事者による一対一の契約のみならず、複数の契約が一つの経済的目的を実現するために合わさって結ばれる取引（以下、複合取引と呼ぶ）が少なからず存在する。こうした取引は、高度かつ複雑に動き回る現代社会の中で、効率的かつ合理的に経済的利益を得るために編み出された手法であるが、古典的な民法学が予定していなかった事象であるだけに、いくつかの大きな問題を抱えている。

本稿では、複合取引の中でも、二当事者またはそれ以上の者の間で複数の契約が締結され併存する取引（以下、複合契約と呼ぶ）についての問題を考察する¹⁾。このような取引の代表例として、第三者与信型消費者信用取引²⁾やファイナンスリース取引が挙げられるが、そこにおいてとりたてて問題となるのが、取引を構成している各契約が、一つの取引を達成させるために結ばれたということを考慮して、各契約を一体と捉えて相互の影響関係を認めるかということである。一方で、一つの経済的目的を達成させるために複数の契約が統合化されていることに法的な意義を認めることが要請されるが、他方で、一つの取引の中に統合されているとはいえ、各契約はあくまで独立して存在していることに注目すればそれらを同一的に捉えるには理論的な根拠が求められることとなる。こうした二つの方向からの要請の帰着点として複合契約は法的にどのように捉えられるべきかということを考察することが本稿の目的である。

本稿の構成は以下の通りである。まず、我が国において複合契約における各契約の影響関係は、とりわけ契約の終了の局面について第三者与信型消費者信用取引における抗弁の接続の問題を中心に論じられてきたことに鑑み、この問題を巡る判例、立法、学説についての検討を加える（Ⅱ）。そして次に、第三者与信型消費者信用取引の議論を超えて、広く、複数の契約が統合化されて一つの取引システムを構築していることを分析し、それらの消滅の場面での影響関係を論じた学説および判例について検討し（Ⅲ）、これらの検討を踏まえて複合契約において契約に密接性を与える要素についての検討を加える（Ⅳ）。

Ⅱ 我が国での第三者与信型消費者信用取引における抗弁の接続を巡る議論

我が国において、一つの取引の中に組み込まれた複数の契約の影響関係の問題は、第三者与信型消費者信用取引における抗弁の接続の議論を中心に論じられてきた³⁾。そこで、本章では複合契約論の萌芽ともいえるべき抗弁の接続を巡る議論について、詳しく検討する。

本格的な検討に入る前に、第三者与信型消費者信用取引における抗弁の接続の議論が具体的にどのような場面で問題になってきたか確認しておこう。第三者与信型消費者信用取引は、与信者Aと販売者Bとの間で加盟店契約があることを前提に、買主CがBから商品の購入や役務の提供を受けるにあたって、信販会

社等のAから信用を付与されるというように、与信される契約と与信する契約とから成る複合契約である⁴⁾。そこにおいて問題となったのは以下のようなことである。つまり、BC間で売買契約（役務提供契約、以下同じ）が、AC間で右売買契約の代金に関する立替払契約が結ばれる。次に、CがBから目的物の引き渡しを受けていない等を理由にAへの立替払金の支払いを拒絶する。最後にAが立替払金の支払いを求めてCを訴える。ほとんどのケースにおいてAC間の立替払契約の中に、BC間の契約で生じた抗弁をAC間の契約で主張することができない抗弁の切断条項を含む特約が置かれている。このような場合において、Cが売買契約の相手方たるBの債務不履行等の事由をもって、別の契約である立替払契約の支払いを拒絶することが認められるかが、抗弁切断条項の効力と共に議論の対象となった。

あらかじめ本章の大まかな流れを示しておこう。当初裁判例は抗弁の接続を否定するものと肯定するものに分かれていた。そして、裁判例が対立する中、昭和55年の割賦販売法改正によって一定の取引類型について抗弁の接続が認められることが明文で定められた。それ以降は、割賦販売法上、抗弁の接続が直接は認められないが、それと類似する取引類型ないし割賦販売法施行前の取引についても抗弁の接続が認められるかが裁判上争われた。この問題についても下級裁判所は否定するものと肯定するものに分かれ、議論が錯綜したが、平成2年に最高裁判所がこれを否定する判例を打ち立てた。以降、現在に至るまで学説は平成2年最高裁判決に対して猛反発をしているが、最高裁は本判例を維持している。このような流れの中で、具体的にどういった議論が交わされてきたのか、以下詳細に検討していく。

1 裁判例Ⅰ——割賦販売法改正までの裁判例⁵⁾

(1) 否定裁判例

(A) 東京簡判昭和55年（ハ）836号

〈判旨〉

本件立替払契約は……本件売買契約の成立を前提としているものの、右各契約は別個の契約で本件売買契約はいったん有効に成立し、Aが立替金契約に基づいてBに立替払をした以上は、本件売買契約上の抗弁事由をもってCはAに対抗できるものではないと解せられる。

(B) 東京地判昭和57年4月16日 (判時1059号102頁、(A) の控訴審)

〈判旨〉

本件立替払契約は本件売買契約とは別個のものであって、右両契約の履行が互いに牽連関係に立ち、売買契約上のBの引渡義務が履行されるまでCが立替払契約による支払を当然に拒絶できるものと解することができないのみならず、本件立替払契約においては、(抗弁切断) 特約があるが、右特約は、商品購入者に不利益をもたらす場合がないではないものの、ショッピング・ローン契約においては商品購入者は現金の一時払という負担を免れつつ相当高額の商品を容易に入手して利用できるという利益を得るために前記のような危険を伴う特約付きで代金の立替払をしてもらうものであることを考えると、これをもって直ちに無効とすることはできない

(C) 東京高裁昭和57年12月27日 (金商658号17頁、(B) の上告審)

〈判旨〉

本件立替払契約は、本件商品売買契約とは別個の契約であって、Aの本訴請求債権は、同人が本件立替払契約に基づいて取得した契約上の求償権であるから、……Cは、本件商品の引渡しが無いことを理由として本件立替払契約に基づく立替金および手数料の支払いを拒絶することができないものと解するのが相当である。

(2) 肯定裁判例

上記のように、抗弁の接続を否定する裁判例の多くは、立替払契約と売買契約が形式上別のものであることを主たる論拠としている。これに対して、以下の裁判例はこうした形式面を重視するのではなく、第三者与信型消費者信用取引の実質的な性質を指摘し、様々な理論構成で抗弁の接続を認める判断を下した。

(D) 大阪簡判昭和55年11月27日 (法時54巻8号158頁)

〈判旨〉

AはBに対し継続的な立替給付をしており、その間の実質上の資金供給の継続関係が認められるばかりでなく、BとCとの間の商品売買契約があつて初めて、CとAとの間の立替払契約があるのであって、両者は密接不可分の関係(あるいは、商品売買契約は立替払契約の原因ないし基礎関係)にあるというべきであり、AはBに代金を立替支払うことによって法律上当然に販売店の買主に対する代金債権を取得するのであるから、Aは一面において実質上商品の売主(販売

者)と同視すべきである。

(E) 千葉地判昭和56年4月28日(金商644号46頁)

〈判旨〉

立替払契約と売買契約は形式上は別々の契約であるものの、これらは実質的・経済的に密接な関係があること、Aは平素代理店契約などを結ぶBの経済的事情を把握しうる地位にあったことなどから、Aの請求は信義則違反で許されない。

(F) 高松高判昭和57年9月13日(判タ480号67頁)

〈判旨〉

AとBは経済的に密接な関係にあるとみてよく、また、立替払契約は売買と法律上は別個でも取引上は密接不可分の関係にあり、Aの代行者Bが機械の用途に走行安全確保上の支障欠陥があることを告げず、Cがその安全性を信用して立替払契約を成立させたのに、AとBは別人で、(抗弁切断)特約があるがためにCがAにこの欠陥を主張できないことまで考えてCがこの特約をしたとは思えないこと……から、このような欠陥についてまで特約を認めることは信義則及び公序良俗に反する。

(G) 京都地判昭和59年3月30日(判時1126号84頁)

〈判旨〉

本件売買契約が本件クレジット契約の前提をなすだけではなく、クレジット契約の締結が売買契約の原則的な存続条件とされており、両契約は一方のみでは存在しえず、両契約が存在するか両契約とも存在しえないかのいずれかと構想されているのであって、極めて強い存続上の牽連関係に立っていること、……BとAは、製品の製造、販売につき、AがCへ継続的に資金を供給し、Bが購入者から高利の手数料を取得しうる権能をAに付与する形で、それぞれ経済上の利益を共有しあっており、かつそのためAの為すべき手続をBが代行し、その結びつきは常態となっていることを指摘することができる。してみれば、形式上はともかく、取引の実態としては本件売買契約とクレジット契約の一体のものであり、CからみればAとBはいわば売主側の者と観念すべきものである。以上を要するに、本件においては、AはCとのクレジット契約における信義誠実の原則により、Bの債務不履行にかかわるCの抗弁(同時履行の抗弁)につきBと同一負担を甘受すべきである。

(H) 京都簡判昭和54年3月23日

〈判旨〉

(抗弁切断条項について) 本件契約関係を見ると、形式的にはBC間の売買契約とAC間の消費貸借契約という別個の契約内容に分離しているところ、一般的にこのような場合当事者の意思としては原告のようなローン取扱会社と被告のような買主間は割賦販売当事者と同様の認識をもっており、その経済的一体性、代金支払によって一次的に売主に対し目的物の保全ができないときへの配慮からみて、債権関係における信義則上両契約は互いに効力上、履行上の牽連関係を有するものであり……抗弁切断条項は効力を有しないと解するべきである。

(3) 肯定裁判例の検討

以上の肯定裁判例は、形式的には別個である売買契約と立替払契約を、信義則を中心とする様々な法律構成でもってその牽連関係を認めようと試みたものである。これらの裁判例において、実質的に考慮された経済的事情として以下の三点を挙げることができる⁶⁾。

第一に、販売者と与信者の経済的一体性である。その一体性の内容とは、販売者と与信者との間の加盟店契約関係などの密接な相互依存関係を前提にした立替払システムそのものに求められる。つまり、販売者と与信者は事前に何らかの提携関係を結んでおり、その関係によって、販売者は商品代金を即時に回収でき、与信者は、自らは何もしないで顧客を得て手数料を得ることができるという仕組みそのものから販売者と与信者の経済的な一体性を見だしている。そして、このシステムが継続的に進められる点をとらえて、買主の立場から、販売者と与信者は手を組んでいるように映ると判示する裁判例もある((G)、(H))。また、このような販売者と与信者との継続的な一体的関係から与信者は販売者の経済状態を知り得たのだから、それを怠ったことによって生じたりスクを買主に転嫁すべきでないとする裁判例もある((E))。

第二に、明示的に判示されていないものの、多くの裁判例では販売者が事業者、買主が消費者である消費者取引であることが指摘できる。事業者比して消費者は劣位の立場におかれているため、何らかの形で保護する必要があるという議論は1960年代から巻き起こっていたが、1980年代は取引構造が複雑化し、消費者問題が多様化・複雑化した時期であるので、消費者を保護する必要性がますます説かれていた⁷⁾。さらに、こうした消費者という属性固有の劣位な立場に加え

て、先に示した通り、第三者与信型消費者信用取引においては販売者と与信者は経済的に一体性を有しており、取引の構造上、消費者である買主が劣位な立場に立たされるため、手厚い保護が必要であると考えられたのだろう。

第三に、売買契約と立替払契約の一体的関係である。つまり、第三者与信型消費者信用取引を構成する売買契約と立替払契約は、「販売者と買主との間の商品売買契約があつて初めて、買主と与信者との間の立替払契約があ」((D))るのであり、また、立替払契約の締結が「売買契約の原則的な存続条件とされており、両契約は一方のみでは存在しえず、両契約が存在するか両契約とも存在しえないかのいずれかと構想されている」((G))のであるから、各契約は法的には別個のものであるが、各当事者は全体として第三者与信型消費者信用取引の目的を達成するという意図を有している。そして、右各当事者の意図によって、法的に別個であった各契約に、一体的な密接不可分となる相互依存の関係が生まれるのであるから、法的には別個の契約を一体的に取り扱う必要性が生まれるのである。

以上の三つの経済的事情が、肯定裁判例を通じて認められたものであった。各裁判例がどの事情を強調しているかという違いは見られるものの、どの裁判例でもこの三つの事情は少なからず考慮されているようであった。

2 学 説⁸⁾

この時期に抗弁の接続について提唱された学説の多くは肯定裁判例同様、様々な理論構成をもって抗弁の接続を認めようと試みる。これらの学説は、前提として、与信者は販売者と加盟店契約をする際にあらかじめ担保を取得しておくことによって立替金を買主から回収できないというリスクを回避することができる立場にあること、与信者には販売者を加盟店とする際における財産状態のチェック等によって商品の引き渡し未了の販売者から立替金を回収できないという危険を軽減する手段があるということなどから、第三者与信型消費者信用取引から生じるリスクを、与信者は買主に全面的に負担させてよいのかという疑問から出発している⁹⁾。

学説は以上のことを共通認識として有していたが¹⁰⁾、どのような法律構成によって抗弁の接続を認めるのかという見解は多岐にわたっている。

(1) 不可分一体説¹¹⁾

第三者与信型消費者信用取引においては、通常、与信者と買主との間での契約

締結交渉が存在せず、売買契約と立替払契約両契約の手續自体が実際には不可分のものとされていること、またそのことによって法律上の知識が十分にあるとはいえない買主にとって契約の相手方として与信者と販売者が一体であるように見えること、与信者と販売者は加盟店契約を締結しており、継続的に立替金を支払うことによって実質的には販売者に営業資金を供給する関係にあるのであるから両者は経済的に密接な関係にあること等から、売買契約と立替払契約の一体性・不可分性を認め、これを根拠として売買契約上に契約障害事由ないし履行障害事由が発生している場合に与信者の請求を遮断する見解がある。この見解は、その法律構成において信義則を援用していることや、その基本的な価値判断の点で、肯定裁判例の見解に最も近い見解である。

もっともこの見解に対しては、売買契約と立替払契約の牽連関係について信義則を基礎にしている点できわめて融通無碍になること¹²⁾や、契約締結手続きの一体性ないし、それによって買主に生じた、与信者と販売者が一体的な契約当事者であるかのような印象や加盟店契約を媒介とした資金供給関係は、売買契約と立替払契約の密接な結びつきを示す間接事実の一つでしかない¹³⁾、という問題が指摘されている。

(2) 履行確保義務説¹⁴⁾

この説は、消費者信用においては、与信者は販売者がその事業目的を健全に行うものであることを確認し業務上の連携を行っており、かつ、それは、消費者が販売者に対して負うはずの債務を契機として、信用を与えることにより具現化され、自己の信用市場における活性化をも図るものであることを前提とした上で、販売者とこのような有機的関連に立って信用を供与する者は、売買契約が販売者により確実に履行することを買主に対しても保証する地位におかれていると考える¹⁵⁾。そして、その帰結として、販売者の引渡債務の不履行が与信者の履行確保義務の不履行を構成することになり、その与信者自身の債務不履行を理由に、買主は立替金の支払を拒絶することができることになる¹⁶⁾。つまり、履行確保義務説は、立替払契約と売買契約という当事者の異なる二つの契約が存在することを前提に、立替払契約における与信者の付随義務の拡張という構成によって不可分一体説を補強したのである¹⁷⁾。

(3) 善管注意義務説¹⁸⁾

これに対して善管注意義務説は、売買代金債務の弁済の依頼が与信者・買主間の契約の主要な内容となっている点から、与信者は善良な管理者の注意をもって委任事務を処理すべきであると解する。この説によると、販売者が買主に商品の引渡しをしたかどうかを確認せずに、与信者が販売者に立替金を支払った場合には、与信者は、この善管注意義務に違反しており、立替払契約の不完全履行を理由に買主に対して損害賠償義務を負担することになる。そして、買主が立替金の支払いを拒絶できるのは、買主が取得したこの損害賠償請求権と与信者の立替金請求権と相殺した効果として説明されることとなる¹⁹⁾。

3 立法 I ——昭和59年割賦販売法改正

このように、裁判例や学説が錯綜した議論を交わしている中、昭和59年12月1日施行の割賦販売法の大幅な改正により抗弁の接続を認める規定(30条の4、以下本規定)が制定された。本改正の要因は、昭和50年代から個品割賦購入あっせんによる取引が増加し²⁰⁾、それに伴ってこの取引をめぐるトラブルが相次いだことにある²¹⁾²²⁾とされている。

本改正によって、本章で問題にしてきた抗弁の接続の問題は立法的に一応の解決を見ることになった。以下では、抗弁の接続を認める本規定の内容及び本規定新設の趣旨の検討を行う。

(1) 本規定の内容

抗弁の接続を認める本規定は改正割賦販売法の30条の4に定められた。その条文は以下の通りである。

(割賦購入あっせん業者に対する抗弁)

30条の4

購入者は、第2条第3項第1号又は第2号に規定する割賦購入あっせんに係る購入の方法により購入した指定商品に係る第30条の2第1項第2号又は第5項第2号の支払分の支払請求を受けたときは、当該指定商品の販売につきそれを販売した割賦購入斡旋関係販売業者に対して生じている事由をもって、当該支払の請求をする割賦購入あっせん業者に対抗することができる。

2 前項の規定に反する特約であって購入者に不利なものは、無効とする。

3 略

4 前3項の規定は、第1項の支払分の支払であって次に掲げるものについては、適用しない。

- 一 政令で定める金額に満たない支払総額に係るもの
- 二 その購入が購入者のために商行為となる指定商品に係るもの

本規定の要件および効果について以下のことが指摘できる。まず要件について、第一に、対象取引が割賦購入あっせんであることが必要である。これによれば、割賦購入あっせんと同様な問題を抱えるローン提携販売などは対象取引に含まれないことになる²³⁾。また、割賦購入あっせんであっても政令で定める金額に満たないものや、商行為となる場合は本条の対象とならない。第二に、その購入物が指定商品であることが求められている。したがって、学習塾や人工植毛などの役務提供取引の場合は本規定の対象外ということになる。続いて効果については、買主が本条規定の権利を行使することによって支払の拒絶をするにとどまることが指摘されている。これは、一種の抗弁的な権利であって、買主は与信者たる割賦購入あっせん業者に対して商品の売買契約に係る解除権、取消権などの形成権を行うことができない²⁴⁾。したがって、仮に売買契約が消滅したとしても、立替払契約は存続し、ただその支払停止のみが同条の効果によって認められることになる²⁵⁾。

(2) 本規定新設の趣旨

では、本規定によって買主に支払拒絶権を認めた理由はどのようなものであったのだろうか。これについて立法者は次の点を挙げている²⁶⁾。

- ① 割賦購入あっせん業者と販売業者との間には、購入者への商品の販売に関して密接な取引関係が存在していること。
- ② このような密接な関係が存在しているため、購入者は、割賦販売の場合と同様に商品の引き渡しはなされないなどの場合には支払請求を拒み得ることを期待していること。
- ③ 割賦購入あっせん業者は、販売業者を継続的取引関係を通じて監督することができ、また損失を分散、転嫁する能力を有していること。
- ④ これに対して、購入者は、購入に際して一時的に販売業者と接するにすぎ

ず、又契約に成熟していない、損失負担能力が低い割賦購入あっせん業者に比して不利な立場に置かれていること。

以上の本規定の立法趣旨を検討すると、次の点を指摘することができる。第一に、消費者保護的な性格が強いことである。買主の期待、損失分散・転嫁能力、買主の契約未成熟性や損失負担能力を掲げていること、それに比して与信者たる割賦購入あっせん業者には損失分散・転嫁能力があることを考慮していることは、消費者保護的な性格が強いことの現れであろう。第二に、抗弁接続規定が新設される前の肯定裁判例で考慮されていた要素と、本規定新設に際して考慮された要素を比べると、前者では①販売者と与信者の経済的一体性、②消費者保護、③売買契約と立替払契約の一体的関係が考慮されていたのに対して、後者では①②のみが考慮されており、契約それ自体が密接に結びついていることは正面から独立して考慮されていたわけではないということが指摘できる。

それでは、この抗弁接続規定について、上記立法趣旨に対して、改正後の裁判例がどのように捉えてきたのかを次節で検討しよう。

4 裁判例Ⅱ——割賦販売法改正後の裁判例

(1) 下級審裁判例

昭和59年割賦販売法改正以降も、第三者与信型消費者信用取引における抗弁の接続を巡る紛争は多く存在し、これに関する裁判例は多く示されている²⁷⁾。その中には、割賦販売法制定以前の肯定裁判例や多数の学説と同じように抗弁の接続を認める裁判例が存在するが²⁸⁾、その一方で抗弁の接続を否定する裁判例も目に付く。これらの否定裁判例においては、抗弁接続規定が直接及ばない事情（例えば、指定商品外の物が売買の対象物である、立替払契約が結ばれたのが割賦販売法施行の前であった²⁹⁾等）がある中でも、抗弁接続規定が拡張して適用されうかが争われた。裁判所が改正割賦販売法における抗弁接続規定をどのように解しているかということを示す手がかりとなるものであるので、以下これらの裁判例をいくつか検討する³⁰⁾³¹⁾。

(I) 東京高判昭和61年9月18日（判時1212号112頁）³²⁾

〈判旨〉

（本件においては、売買契約と立替払契約が別個の契約であることと与信者が販売者の売買契約の履行について具体的に監督しうる立場にないこと、買主も割賦購入あっせ

ん取引によって現金の一時払いを免れつつ高額な商品を手に入る利益を得ている点を指摘した上で) これらの点を考えれば、法令若しくは契約に特別の定めがあるとき又はAにおいて売買契約が不履行となることを知り又は知りうべきでありながら立替払をしたなどの特別の事情があるときでなければ、Aに対して売買契約上の抗弁を当然に対抗することはできない。

(J) 東京地判昭和62年6月10日(判タ654号180頁)³³⁾

〈判旨〉

CがBに対し、商品の引渡不能を理由としてその売買契約を解除したとしても、CとAの間に締結された売買代金立替払委託に基づく本件ローン契約は、別個の契約であるから、右委託の当時本件商品の引渡不履行となることが確実でありAもその事情を知っていた等の特段の事由でもない限り、Cは、売買契約の解除を理由として立替金の返済を拒むことはできない。

(K) 東京地判昭和63年4月26日(判タ683号160頁)

〈判旨〉

売買契約と……立替払契約とは法形式上は別個の契約であり、また、実質的にも、AとしてはBの売買契約上の履行が完全に行われるか否かを立替払実行時に把握し得るとは限らず、そうかといってその確認を義務付けることはAにとって酷である一方、Cとしては現金の一時払という負担を免れつつ相当高額な商品を容易に入手して利用できるという利益を受けることを考慮するならば、Aにおいて売買契約の履行がなされないことを知り又は知りうべきでありながら立替払したなどの特段の事情がない限り、売買契約上の抗弁をCが信販会社に対して主張することはできない。

以上のように、割賦販売法改正以降の下級審裁判例には、改正割賦販売法の直接の適用のない事案において、改正前の裁判例と同様に民法上の信義則によって抗弁の接続を認めるものもあったが、これに対して厳格な態度をとるものも多く見られた。これら否定裁判例では、抗弁接続規定制定前の否定裁判例と同様に、立替払契約と売買契約の別個性が主たる理由となっていること、さらに、与信者が売買契約の履行がなされないことを知り又は知りうべきであった場合には民法上の信義則を根拠に例外的に抗弁の接続が主張できるという判断枠組みを用いていることが共通している。

では、肯定裁判例と否定裁判例でなぜこのような結論の違いが生まれたのか。

そこには、改正割賦販売法の抗弁接続規定の性質をどのようなものとするかについて対立があったのだと考えられる。つまり抗弁の接続規定は当然のことを規定した確認規定なのか、消費者保護のために法が特別に定めた創造規定なのかという争いである³⁴⁾。この後、争いのあったこの問題に終止符を打つ最高裁判例が出るので以下それについて検討する。

(2) 最高裁判例

(L) 最高裁平成2年2月20日第三小法廷判決(判時1354号76頁)³⁵⁾

〈判旨〉

……個品割賦購入あっせんは、法的には、別個の契約関係である購入者・あっせん業者間の立替払契約と購入者・販売業者間の売買契約を前提とするものであるから、両契約が経済的、実質的に密接な関係にあることは否定し得ないとしても、購入者が売買契約上生じている事由をもって当然にあっせん業者に対抗することはできないというべきであり、昭和59年法律第49号(以下「改正法」という。)による改正後の割賦販売法30条の4第1項の規定は、法が、購入者保護の観点から、購入者において売買契約上生じている事由をあっせん業者に対抗し得ることを新たに認めたものに他ならない。したがって、……購入者とあっせん業者との間の立替払契約において、かかる場合には購入者が右業者の履行請求を拒み得る旨の特別の合意があるとき、又はあっせん業者において販売業者の右不履行に至るべき事情を知り若しくは知り得べきでありながら立替払を実行したなど右不履行の結果をあっせん業者に帰せしめるのを信義則上相当とする特別の事情があるときでない限り、購入者が右合意解除をもってあっせん業者の履行請求権を拒むことはできないものと解するのが相当である。

このように、最高裁は、抗弁接続規定について創造規定説に立つことを明らかにした上で、本規定の適用対象外の取引については類推適用ができないと判示した。その根拠として立替払契約と売買契約は別個の契約であることを挙げていること、さらに与信者に対して不履行の結果を負わせることが信義則上正当といえる事由がある場合を例外事由として挙げていることは、先に見てきた否定裁判例の判断枠組みを引き継いでいるということが指摘できる。

この判例に対しては学説の多くが反発し³⁶⁾、確認規定説に立った上で様々な理論構成を用いて抗弁の接続を認める試みを行っている(後述Ⅲ1)が、その後の

下級審裁判例も平成2年判決の枠組みをほぼ踏襲しており³⁷⁾、また近年出された最高裁判決(最高裁平成23年10月25日第三小法廷判決(民集65巻7号3114頁)³⁸⁾も、それらの学説の批判にもかかわらず創造規定説を維持している。

5 立法Ⅱ——平成11年以降の割賦販売法改正

前述の通り、判例は割賦販売法の抗弁接続規定について創造規定説に立った上で、厳格な態度を示していたが、その後こうした厳格な態度は法改正によって少なからず緩和されることとなる。

第一に、抗弁の接続の適用範囲が広まったことが挙げられる。すなわち、平成11年法改正では、近時に至って継続的役務に関する割賦販売が増大し、これについての問題が多発していることを受けて³⁹⁾、指定商品に権利・役務が加えられることとなり、ローン提携販売、特定継続的役務提供や業務提供誘因販売取引を対象とした割賦購入あっせんにも抗弁の接続が認められることとなった⁴⁰⁾。さらに、平成20年法改正では、指定制という方式には、指定商品の隙間を悪徳業者が引き起こす消費者被害に対して規制が後追いになってしまうという問題があるため、これを解消するために指定制が廃止され⁴¹⁾⁴²⁾、抗弁の接続が認められる範囲が一層拡大されることとなった。(2条、35条の3の60)

第二に、与信者に対する既払金返還請求権について、平成20年の割賦販売法改正で明文規定が新設されたことが挙げられる⁴³⁾(35条の3の10以下)。

第三に、与信者に対して、一定の行為義務が明文化された。具体的には、与信者に対して買主の支払能力を調査する義務(30条0の2、35条の3の3)、過剰与信防止義務(30条の2の2、35条の3の4)、供給業者の不当勧誘に関する調査義務(35条の3の5)、不当勧誘された購入者と与信契約を締結しない義務(35条の3の7)、与信契約に関する書面交付義務(35条の3の9)を課す規定が明文化されたことが挙げられる⁴⁴⁾。これらの義務に違反した場合、与信者には損害賠償義務が課される可能性がある⁴⁵⁾。

このように、判例が立替払契約と売買契約の別契約性を強調して、抗弁の接続規定を厳格に解していたのに対して、立法によってかなりの部分が手当され、現在では抗弁の接続の問題の可否が問題になる範囲は確実に狭められたといえる。

Ⅲ 複合契約論

前章で検討したように、我が国においての複合契約の消滅の場面での影響関係の問題は、昭和50年代以降第三者与信型消費者信用取引における抗弁の接続の可否を検討するということを中心として論じられてきた。しかし、平成前後から、第三者与信型消費者信用取引の場面に限らず、広く、複数の契約が集合する場面を分析する学説や、それを取り扱った判例が登場した。本章では、こうした学説、判例について検討を加え、我が国の複合契約の消滅の場面での影響関係についての議論の現状を把握する。

1 学説

学説には、第三者与信型消費者信用取引を念頭に置きながらも、その議論に様々な角度から広く複数の契約が集合する場面を分析するものが見られる。以下では、学説がどのような分析視点をもって複合契約にアプローチしたかをを中心に検討していく。

(1) 契約形式の組み換え説⁴⁶⁾

契約形式の組み換え説（以下組み換え説）は、当事者が取引のために選択した契約形式とは別の異なる契約形式をその取引に当てはめるというものである⁴⁷⁾。この見解によると、割賦購入あっせんの場合には、当事者が選択した法形式は売買契約と立替払契約であるが、販売者と買主間には割賦販売契約が、他方、販売者と与信者の間には割賦販売代金債権の売買契約が締結されていると解されることになる⁴⁸⁾。その結果、与信者は買主に対して、販売者から譲渡された割賦代金債権を行使しているにすぎないので、買主は割賦販売契約上、販売者に対して有していた抗弁を与信者に対しても行使できることになる⁴⁹⁾。

組み換え説では、契約当事者が選択した契約形式が、それによって行おうとした経済的実質から逸脱する場合に、裁判所が経済的実質にふさわしい契約形式に組み替えることができるとされる⁵⁰⁾。このことにより、契約の相対効の原則との抵触を回避しつつ、取引の経済的実質を捉えられるところに意義がある⁵¹⁾。

もっとも、組み換え説は以下の点で問題があると指摘されている⁵²⁾。第一に、この見解によると、契約目的を達成するための単純な契約形式を以外の契約形式

の選択は逸脱と解されることになるが、なぜ経済的実質のみを考慮した契約形式だけが適正な契約形式として正当化されるのか根拠が定かではない⁵³⁾、第二に、この見解は、与信者は買主に対して割賦販売代金債権を行使しているにすぎないと解しており、結局のところ、第三者与信型消費者信用取引を二当事者対立型の契約構造に引き戻そうとしていることにも問題があり、売買契約と立替払契約の各契約は統合されているがなお「独立して存在している」という契約構造を十分に評価できていない⁵⁴⁾。

これに対して、以下で検討する見解は、複数の契約が一つの取引システムとして統合化されていること自体を法的に分析したものである。

(2) 提携契約説⁵⁵⁾

その前駆たる見解は密接不可分説である⁵⁶⁾。この見解は、第三者与信型消費者信用取引には、与信者の販売者に対する融資としての側面があり、両者の間には経済的に密接な関係があること⁵⁷⁾、それにもかかわらず、業務支援・資金運用先の開拓といった形で販売者とかがわっている与信者が、売買契約と与信契約は別個の契約であるとして、買主にリスクを負担させるべきではないとする⁵⁸⁾。つまり、密接不可分説では、販売者と与信者間の密接な関係から、法律的には別個な与信契約と売買契約を一体的に取り扱うべきであるという結論が導かれている⁵⁹⁾。

この密接関連説の法律構成を理論的に補強しようとしたのが提携契約説である。この見解は与信者と販売者の提携契約関係に光を当て、与信者と販売者の密接関連性を説明している。つまり、法的には別個独立した法主体の行為をシステム化することによって共同の利益を獲得しようとする点に提携契約の法的意義があり⁶⁰⁾、この契約によって一方の契約が他の契約の有効な成立を前提とするシステムを作り、提携企業が共同の利益を享受している以上、それによって生じるリスクも、システムを構築した者の自己責任という観点から共同の責任を負うべきだと説明する⁶¹⁾。

(3) 法的関連性説

(2)の見解は、契約主体の密接関連性から取引システムを分析したものであるが、これに対して、統合化された両契約相互間ないし給付相互間の関係によって取引システムを分析した見解(まとめて法的関連性説と呼ばれている)がある。

(a) 契約結合説⁶²⁾

この視点を最初に提供したのは契約結合説である。この見解は、複数の契約が何らかの視点で相互に関連しあって一つのまとまりをもつに至っている取引を契約結合と捉え、この種の取引では、単一の契約で構成されている場合には生じない、複数の構成契約相互間の関係＝相互依存効を分析することが必要であると説く。その上で、この見解は、①目的物引渡債務と売買代金の支払債務という対価関係にある債務のうち、後者の履行に関する特約が立替払契約であり、立替払契約の主たる目的が売買契約であること、それゆえ、②売買契約と立替払契約の間には相互依存関係が認められ、立替払契約は、売買契約の不成立・無効・取消・解除を解除条件として成立していること、③売買代金債務の変形である立替払債務と目的物引渡債務の間にも当然に履行上の牽連関係があると主張する。

この見解において、重要なのは、買主が立替払契約上、なぜ債務を負担しているかということを実質的に示そうとした点にある。つまり、与信者が売買代金の立替払をした点に、買主が与信者に立替払契約上債務を負担する実質的理由があることを明らかにした点こそが契約結合説の核心部分なのである⁶³⁾。

(b) 給付関連説⁶⁴⁾

この見解も契約結合説と同様に、第三者与信型消費者信用取引においてなぜ売主でありながら販売者は買主に対して代金請求権を行使しないのか、なぜ買主でもない与信者が販売者に代金相当額を支払うのかなどということに注目した上で、このような債務負担ないし請求を基礎づけているのは、契約当事者を異にする別個の契約である与信契約と売買契約において、契約内容として、次の内容の結合要素が組み込まれているからだと説明する。

つまり、第三者与信型消費者信用取引においては、一般的に売買契約と与信契約において、各々、与信者による売買代金債務の弁済による消滅と買主による与信契約上の債務の発生という二つの効果が一体的に発生するように約定されている。この、買主に対する二重の効果帰属の一体的発生から、本来、売買契約上、目的物引渡義務と売買代金債務との間に認められる発生上・履行上・存続上の牽連関係が目的物引渡義務と与信契約上の支払債務との間にも延長されるものと解されることになる。このように考えるのならば、目的物の不引渡し、瑕疵の存在など販売者に債務不履行がある場合に抗弁の切斷を認めることは、契約上約定された当事者の権利義務の分配を合理的理由もなく不均衡に再分配することになるので否定されるべきだと説く。

以上に見てきた法的関連性説では、債務負担の実質的理由の存在によって、一つの取引システムの構成部分として統合されている複数の契約が、契約に注目するか給付に注目するかという違いはあるが、それぞれ当事者の意思という結合要素を契約内容として組み込んでいる点に両契約上の契約ないし給付間の相互依存効の根拠が求められていることになる。

(4) 基本契約説⁶⁵⁾

複合契約の構造を、全当事者の合意からなる基本契約と各当事者の間で交わされる個別契約から構成されると考え、前者が後者の基本事項を定めるものとなるので、個別契約の成立・存続・解消のすべての場面で基本契約の内容が効力を及ぼすとする考えがある。ここでいう個別契約は、基本契約を実現する個別条項として機能するので、基本契約が解消されれば、個別契約それ自体に解消事由がなかったとしても、将来に向かって消滅する。この説は、各当事者による個別契約の総体としての基本契約を、それ自体を結ぶ申込・承諾の合致がないのにもかかわらず指定できるのは、全取引当事者の基本契約についての同意の存在(「合同行為的な同意の意思表示により成立する契約」とする)によって正当化するものであると説く。

2 裁判例

学説と同様に、判例においても第三者与信型消費者信用取引の問題だけではなく、より広く複数の契約が集合している場面の問題を扱うものが現れた。しかも、判例は、一方の契約が債務不履行に陥った場合に、他方の契約の債務を拒絶できるかという履行上の牽連性を超えて、消滅上の牽連性、つまり一方の契約が債務不履行に陥った場合に、そのことを理由に他方の契約を解除できるということをも認めるに至った。本節では、これを認めた3つの裁判例を挙げ、どのような事情の下で、いかなる理論をもって相互の契約の消滅の牽連性を認めてきたかを検討していく。

(1) 同一当事者間での複合契約の解除

(M) 最高裁第三小法廷平成8年11月12日判決(民集50巻10号2673頁)⁶⁶⁾

事実関係は以下の通りである。Xは平成3年11月、Y社が建築・分譲するリゾートマンションの一区分を4400万円で買い受け、手付金及び残代金を支払った。こ

の物件売買契約と共に、XはYが所有・管理する物件スポーツクラブ会員権一口を購入し、登録料及び入会預金合計250万円を支払った。Yはこのマンションが物件クラブ会員権付であることを宣伝しており、また買主がマンション区分所有権とクラブ会員権のうち一方のみを処分することは禁止されている等、マンション売買契約とスポーツクラブ会員権契約は密接に結び付けられていた。ところがYがスポーツクラブの施設として建設することとなっている室内温水プールの完成が遅延し、Xが再三要求したにもかかわらず、着工されない状態にあった。そこでXは、Yに対して室内温水プールの完成遅延を理由として、マンション売買契約およびスポーツクラブ会員権の両方を解除する旨の意思表示をし、代金等の返還を求めた。

これに対して最高裁は、「同一当事者間の債権債務関係がその形式は甲契約及び乙契約といった二個以上の契約から成る場合であっても、それらの目的とするところが相互に密接に関連付けられていて、社会通念上、甲契約又は乙契約のいずれかが履行されるだけでは契約を締結した目的が全体としては達成されないと認められる場合には、もう契約上の債務の不履行を理由に、その債権者が法定解除権の行使として甲契約と併せて乙契約をも解除することができると解するのが相当である」とした上で、本件事実関係の下では「物件会員権契約の要素たる債務の履行の遅滞により、物件売買契約を締結した目的を達成することができなくなったものというべきであるから法541条により物件売買契約を解除することができる」と判示した。

本判決は、XY間で結ばれた契約を、形式的にはリゾートマンション売買契約とスポーツクラブ会員権契約という二つの別個の契約であると認定した上で、その両者の契約が「相互の密接な関連性」を有し、片方の契約の債務不履行によってもう片方の契約の「締結目的が全体として達成されない」場合に、債務不履行が生じてない契約も解除できることを認めたものである。本稿との関係できわめて重要なことは、XY間で結ばれた取引を二つの別個の契約であると認定した上で、なお会員権契約の債務不履行をもって売買契約の解除を認めたという点である。この点、本判決の調査官解説において、XY間の「契約の個数が一個であるか二個以上であるかは、それほど本質的な問題とは言えない」と評されているが⁶⁷⁾、抗弁の接続をめぐる一連の否定裁判例が契約の別個性を強調して、個々の契約の影響関係について厳しい態度をとっていたこと、本判決の原審（大阪高判

平成8年1月31日)が、本件売買契約と本件会員権契約が別個の契約であることを前提に売買契約の解除を否定していることに照らせば、本判決が形式的には二つの契約が存在することを前提とした上で、一方の契約の不履行を他の契約へ影響させる旨の判示をしたことは意義が大きいと考えるべきであろう。

では、形式的には別個である契約に影響関係を認める根拠は何であるのか。この点について、本判決は、両者の契約の「相互の密接な関連性」と「契約目的の(全体としての)達成可能性」を掲げている。さらに、この「相互の密接な関連性」と「契約目的の(全体としての)達成可能性」を判断するにあたっては、個別具体的な「動機の表示」を問題にした原審の判断を退けて、より一般的・抽象的な「社会通念」をよりどころにしている。このことから、本判決が別個の契約についての影響関係を認める根拠とした密接関連性は、「単なる一方当事者の主観的な意図や目的を指すものではなく、契約当事者双方で形成された契約の趣旨・目的」によって判断され、それは当該契約に関わる一切の事情を考慮して行われる一種の契約解釈の問題に帰着するという指摘がある⁽⁸⁸⁾。

このように、本判決は複合契約を考察する上で大きな意義を有する判例である。しかし、本判決は、二当事者の間で結ばれた複数の契約についての影響関係について判断したものであるが、それでは、第三者与信型消費者信用取引がそうであったように、三当事者で複数の契約が結ばれた場合においてのそれぞれの契約の影響関係はどのように判断されるのであろうか。以下ではこのような問題について取り組んだ二つの裁判例について検討する。

(2) 異なる当事者間での複合契約の解除

(N) 東京高裁平成10年7月29日(判タ1042号160頁)⁽⁸⁹⁾

事実関係は以下の通りである。Xは高齢者向けケア付き分譲マンションの購入に当たり、Yとの間でマンションの売買契約を、Aとの間で同マンション内でのサービスを目的とするライフケアサービス契約を、Bとの間で介護が必要な場合にBのホテルを優先的に使用できるケアホテル契約をそれぞれ締結した。その後、Xが、ライフケアサービス契約並びにケアホテル会員権契約上に債務不履行が生じたため契約を締結した目的が全体として達成されないことを理由として不可分一体である全契約の解除の意思表示をした。そして、Yに対し、本件マンション売買契約の解除に基づく原状回復として、本件マンション購入代金の返還およびこれに対する利息の支払を求めた。

これに対して東京高裁は、「マンション売買契約とライフケア契約は形式上は契約の当事者も異なる別個の契約となっているが、本件マンションの購入者はA社との間でライフケアサービスを締結してライフケアメンバーとなることが売買契約上必須の内容となっており」、「本件マンションの区分所有権の得喪とライフケアサービスの契約のメンバーとなることは密接に関連付けられており」、サービスの提供を抜きにしては「本件マンションの所有権取得の目的を達成することができない関係にある」。したがって、「本件マンションの売買契約とライフケアサービス契約とは相互に密接な関連を有し」、「ライフケアサービス契約について債務不履行を原因とする解除事由がある場合には」それを理由として「本件のマンション売買契約についても法定解除権を行使し得る」。一方で、本件マンション売買契約とケアホテル会員権契約との間では「ケアホテルの特別会員となることは、本件マンションにおいてケアサービスを受けつつ居住することとは別個の利益を付与するものであって、本件マンション売買契約とホテル会員契約はかなり性格が異なり」、「社会通念上ホテル会員についての無効原因や債務不履行があった場合には本件マンションの購入の目的までが全体として達成されないという関係にあったとまでは言えない」として。「ホテル会員権契約について無効もしくは債務不履行に基づく解除原因がある場合でも直ちにこれと併せて本件マンション売買契約の無効を主張または法定解除権を行使するということはできない」と判示した（もっとも、本件事実関係の下では、ライフケア契約上の債務不履行は認められず、結論として、全体的な契約の解除は認められなかった）。

本判決は、結論として本件マンション売買契約の解除は認められなかったものの、取引当事者が三当事者以上の場合においても、一方の契約の債務不履行を理由に他方の契約の解除をしようことを認めた点で意義が大きい。

もっとも、本判決において、(M) 判決の法理が三当事者以上の場合にも拡張されたと安易に解するのは妥当ではない。それは以下の理由からである。つまり、(M) 判決は、①同一当事者間の複数の契約において、②契約の目的が密接に関連付けられていて、③契約の目的達成に社会通念上の相互補完性がある場合に、一方の契約の債務不履行を理由に他方の契約の解除をしようと判示するものであった。他方で、本判決においては、ライフケア契約の債務不履行を理由にマンション売買契約の解除をしようことが指摘されているが、その判断にあっては「本件マンションの区分所有権の得喪とライフケアサービスの契約のメンバーと

なることは密接に関連付けられており」、サービスの提供を抜きにしては本件マシンの所有権取得の目的を達成することができない関係にある」ことが考慮されている。本判決の考慮事由を (M) 判決の定式に当てはめてみると、②、③は満たしているが、①は満たしていない。しかしながら、本判決も明言はしていないものの、ABY には社会的・経済的な一体性があったようである⁷⁰⁾。こうした一体性を (M) 判決の定式の中でどのように考慮するべきかということを本判決は明言していないという点では問題が残されているが⁷¹⁾、形式的には①の要件を満たさない場合であっても、このような ABY 社会的・経済的な一体性から、実質的に①の要件を満たしていれば、別契約の解除を認められるという立場をとったのではないと指摘されている⁷²⁾。

(O) 大阪高裁平成21年12月25日 (判時2102号11頁)⁷³⁾

事実関係は以下の通りである。注文者 X は、その製造する清酒の瓶に張り付けるラベルの位置ずれ等の欠陥の有無を検査するため、瓶を回転させる回転装置と当該瓶をカメラで撮影しその画像を処理して検査する画像処理装置からなる瓶全周検査装置を導入するにあたり、Y1 との間では、Y1 が回転装置を製作し、これを X の工場に設置されている清酒自動瓶詰め等機械の中のラベル自動貼付装置部分に接続させて設置し、回転装置を画像処理装置およびラベル貼付装置と連係して作動するよう調整することを内容とする甲契約を締結し、Y2 との間では、Y2 が画像処理装置を製作し、上記回転装置に付設し、画像処理装置を回転装置と連係して作動するよう調整することを内容とする乙契約をそれぞれ締結したが、Y1 の甲契約上の回転装置の不履行が原因で、検査装置全体が想定した結果を出せないとして、X は Y1 および Y2 に対して、契約の解除と損害賠償を求めた。

これに対して大阪高裁は、「本件において、Y1 が本件回転装置契約を締結し、Y2 が本件画像処理契約を締結して、Y1・Y2 がそれぞれ個別に本件回転装置及び本件画像処理装置を X に提供するという形式がとられてはいるが、先に認定したそれぞれの契約の締結の経緯からすると、いずれの契約においても、本件回転装置と本件画像処理装置とが一体となって作動して初めて契約の目的を達することができるという点は、事実としてそうであるというのみならず、当事者の共通の認識でもあったと認められる。……本件においては、確かに、本件回転装置契約と本件画像処理装置契約の二つの契約は別個の契約として締結されているが、これらは互いの契約の存在及びその履行を不可欠の前提として、双方の契約が有

機能的に機能して初めて瓶全周検査装置の製作という目的を達することができるものである。前記のとおり、本件回転装置契約における Y1 の債務不履行により、本件画像処理契約における Y2 の債務も履行不能となったものであるが、先に認定した相互の契約の関係及び当事者の共通の認識からすると、本件画像処理装置契約上の Y2 の債務の履行不能は、履行補助者の故意過失と同様の法理により、信義則上、債務者の責めに帰すべき事由による履行不能と評価するのが相当である。そうすると、Y2 に本件画像処理装置契約の債務不履行があるということが「できる」と判示し、X の Y2 に対する解除請求も有効と判断した。

本判決は、「相互の契約の関係及び当事者の共通の認識」という観点から当事者の異なる二つの契約の関連性を認めた点に大きな意義がある⁷⁴⁾。(M) 判決と比較すると、本判決においては二つの契約の関連性を認める要件として、契約の密接な関連性に加えて、「当事者の共通認識」が挙げられていることが指摘できる。

しかしながら、本判決の射程は限定的に解すべきであるという見解が強く主張されている⁷⁵⁾。本判決は (M) 判決のように相互の契約が密接に関連し、一方の契約が履行されないことで、契約全体で達成されるべき目的が達成されないことから他方の契約を解除できるとするものではなく、「これらの契約が個別に締結されたことを前提としても、Y2 は本件検査装置が一体的に作動することについて、契約上の義務を負担していた」として、検査装置全体が一体として作動することに対する Y2 の債務を認定した上で、その不履行が履行補助者である Y1 に起因するとして、Y2 の責めに帰すべき履行不能を導くのである。つまり、この立場は、本判決は「当事者の共通の認識」から、本件画像処理契約上の仕事債務は Y2 が債務者であり、Y1 が履行補助者的な立場であることを前提とした上で、「履行補助者の故意過失と同様の法理により、Y2 の責めに帰すべき事由による履行不能と評価」した上で解除を認めているのであるから、(M) 判決の法理が異なる当事者間においての複合契約の場面にも適用されたと解するべきではないと考えるのである⁷⁶⁾。

Ⅳ 複合契約における密接性の要素

本章では、Ⅲまでの検討で明らかになったことをもとに、複合契約において、形式的には別々の契約に密接性を与える要素は何かということを分析する。

1 抗弁の接続

(1) 契約を結び付ける要素

本稿Ⅱ－3の検討によれば、割賦販売法における抗弁接続規定の立法では、消費者保護という側面と、契約主体間の密接な関係という側面を考慮にいれていることが読み取れたが、他方で、契約自体が相互に結び付いているという取引の構造自体は考慮されていないように見えた。

しかし、第三者与信型消費者信用取引においては、複数の契約自体が結びついて、共有された一つの取引目的を達成するという点が特徴的であることは多くの学説が指摘するところでもあり、抗弁接続規定制定前の裁判例においては、この取引構造の実質的な側面が少なからず考慮されていた。また、この取引構造によって販売者と与信者はそれぞれ固有の利益を受けているのであるから、この取引構造に内在するリスクが発生した場合に、契約の別個性という形式的な側面を重視して、取引の実質的構造をとらえない解決を図ることは妥当ではない。ここでいう固有の利益とは、販売者は買主に対する与信者の信用供与により販売の促進が図れるとともに資金の回転を早め、自ら信用供与をなす場合の資力・債権回収のノウハウも不要となり、債権未回収の危険もなくなるという利益、与信者は、より多くの買主を獲得でき、手数料収益、金融収益を得ることができるという利益である⁷⁷⁾。この点、買主も高額な商品を現金の一時払いをせずに即時に入手できるといういわば一種の期限の利益を受けているのだから、この取引構造から生じる利益は販売者と与信者に固有のものではないという反論が考えられる。しかし、買主がこのような利益を受けられるのは、契約同士を結びつけて一つの取引に統合化させることに依るものではない。買主は、販売者との割賦販売の方法や、与信者から金銭消費貸借契約によって代金額相当の金銭を借り受け、その金銭によって販売者と結んだ売買契約における代金債務を自ら支払うといった、個々の契約が統合化されていない場合にも同様の利益を受けられるはずである。したがって、複数の契約を一つの取引に統合化させて固有の利益を受けているのもっぱら販売者と与信者である。そうであるのならば、契約の別個性という形式的な側面を克服し、取引の実質的構造を捉えた解決を図ることが必要であろう。

以上の点から、立替払契約と売買契約という別個の契約が密接に結びついて一つの取引目的を達成しているという事象は抗弁接続規定の解釈において、特に強調して考慮されるべき事由であるのではないかと考える。そして、このことを強

調して考慮するならば、抗弁接続規定は、消費者を保護するために設けられた創造規定なのではなく、このような取引類型に内在した問題を解決するための確認規定であると解されるべきであると考ええる。

（２） 契約相対効の原則との抵触の回避

しかしながら、この考え方を貫くには、否定裁判例や最判平成２年が指摘する「契約の別個性」から導かれる、ある契約は別のある契約に影響を与えないという「契約相対効の原則」⁷⁸⁾との抵触の問題を克服しなければならない。この点を克服するためには、形式上は別々である契約がいかなる要素によって結びついていると考えるべきかを示す必要がある。この点について、本稿Ⅲ－１で検討した法的関連性説ないし基本契約説は、当事者の意思をその結合要素として構成している⁷⁹⁾が、この考えによるならば契約相対効の原則を克服できるのではないだろうか。

契約相対効の原則は、伝統的には意思自治の原則のコロラリーとして説明される⁸⁰⁾。つまり、契約というものは、自由に表明された意思が債権債務関係を創設する力を有し、契約の拘束力は当事者の意思に由来するという意思自治の原則によれば、拘束力が意思に由来するため意思を合致させた者だけが契約に拘束されることになる。それゆえ、契約当事者は契約の内容を契約外の第三者あるいは他の契約に影響させることができないのである。しかし、第三者与信型消費者信用取引において各契約を結びつけている結合要素もまた「意思」とであると捉えれば、取引を構成しているある契約の内容を、取引を構成している別の契約の当事者にも主張できる場合があると考えられるのではないだろうか。なぜなら、これらの当事者は、契約相対効の原則が想定している全くの契約外の第三者なのではなく、一つの取引目的を達成するために、一方の契約の内容を前提として、別の契約を結んでいるといえるからである。このように考えると、立替払契約と売買契約の別個性を強調して創造規定説に立つ最判平成２年をはじめとする裁判例は、一つの取引を構成する複数の契約を可分にとらえているものの、その契約を構成するさらに細かい単位である意思までを分析するに至っていないといえるのではないだろうか。以上の点から、抗弁接続規定については確認規定説の立場をとることが妥当であると考ええる。

(3) 抗弁切断特約の有効性

もっとも、以上のように、形式的には別個の契約が取引当事者の「意思」を媒介して結びついていると考えるならば、第三者与信型消費者信用取引のほとんどの場合に用いられる抗弁切断の特約もまた当事者の「意思」であることを忘れてはならない。抗弁接続規定制定前の裁判例では、信義則上この効力を否定していたが、この意味を説明しきれなければ、取引当事者が契約可分条項を定めて、ある契約の事情にかかわらず別のある契約の効力を維持すると合意した場合には、当事者の自由意思を不当に害しうるという批判⁸¹⁾は免れえない。では、なぜ当事者の意思たる特約を無効と解することができるのか。それは、第三者与信型消費者信用取引の本質が、契約が結びついていることにあるからということに他ならないからではないだろうか。つまり、第三者与信型消費者信用取引においては、形式上は別々の契約が、当事者の意思を結合要素として一つの取引システムを構築しており、そのことによって販売者と与信者は固有の利益を受けている。そのような取引システムの中に、不測の事態の際に機能する抗弁切断条項を組み入れることは、一方で契約を結合させたことによって利益を受けておきながら、他方でその結合を無視するということが一つの取引の中で併存しているということになる。このように矛盾する二つの意思を比較した場合に、この取引の本質的な特徴である契約の結合ということに合意した意思に反する意思は無効であると解することは可能である。基本契約説の言葉を借りるのであれば、個別契約の中に基本契約の本質的内容を否定する内容が含まれていた場合に、その個別契約の内容が効力を否定されるということになるが、これは「基本契約が個別契約の基本事項を定めるものとなるので、個別契約の成立・存続・解消のすべての場面で基本契約の内容が効力を及ぼす⁸²⁾」という両者の関係に照らせば、不思議なことではない。

2 一般的な複合契約

第三者与信型消費者信用取引における抗弁の接続の議論を超え、一般的な複合契約を取り扱った判例においては、一方の契約の消滅事由を他方の契約に影響させよう旨判示するものはいくつか見受けられた。では、形式的には別々であるはずの契約同士に消滅上の影響関係が認められる実質的根拠は何かということを考えると、それは契約同士を密接に関連させ、一つの取引目的を達成させようとした当事者の意思にあるのではないかと私は考える。つまり、契約の構成要素たる

意思が、一つの取引目的を達成するために複数の契約を結びつけることを前提としており、そのことが各契約の内容となっている場合には、それらの契約同士の消滅上の影響関係が認められるのではないだろうか。

もっとも、こうした意思の認定は相当慎重に行われなければならない。なぜなら、契約は原則的にそれを単位として独立して存在しているからである。例えば、客観的に密接な関連性を有する二つの契約が二当事者の間で結ばれたが、片方の契約に消滅事由が生じたという場合であっても、それだけでただちに一方の契約の消滅事由を他方の契約に影響させることはできないであろう。この場合、一方の契約の当事者と他方の契約の当事者は同一であるため、両当事者は両契約の存在を認識はしているが、客観的に密接な関連性を有する二つの契約の存在を認識した上でそれらの契約を結んだからと言って、ただちに消滅における影響関係を認めてしまうことは、契約の別個性の原則を著しく軽視することになる。したがって、一方の契約の消滅事由を他の契約に影響させられる場合とは、これに加えて、当事者が、契約同士が客観的に結びついていることに着目して、一つの取引目的を達成させるために同時に締結したといえることが必要であると考ええる。(M) 判決が「契約を締結した目的が全体としては達成されないと認められる場合」としている部分は、まさに当事者が取引目的をもって複数の契約を結び、一つの契約の不具合によってそれが達成されないという場合を指しているのではないだろうか。

さらに、そうであるならば、三以上の当事者による複合契約が問題になる場合、例えば、AB 間で甲契約が、BC 間で乙契約が結ばれたという場合には、C (A) は甲 (乙) 契約にとっては契約当事者ですらないから、この影響関係は極めて厳格に認定されなければならないであろう。この点、Ⅲで分析した裁判例の中では、三当事者以上の関係で複合契約が問題になった場面においても、一方の契約の消滅事由を他方の契約に影響させることができる旨判示するものが見受けられた。しかしながら、これらの事案においては、特殊な事情が考慮されたことに注意しなければならない。例えば、(N) 判決では、ABY に社会的・経済的一体性があったこと (関連会社であったようである) が指摘されており、必ずしも別個独立の三当事者間による複合契約であったとはいえない事情が存在していたし、(O) 判決では、その当否はともかくとして、これを複合契約の問題としてではなく、履行補助者の故意過失論として論じてられている。したがって、これらは極めて限定的な判決だと理解すべきであろう。もちろん、三当事者以上の関係で複合契約

が問題になる場面でも、この影響関係が認められる場面が全くないわけではない。例えば、Ⅱで検討した第三者与信型消費者信用取引は、売買契約と金銭消費貸借契約が客観的に密接に結び付き、三当事者が一つの取引目的を達成するためにこれらの契約を結びつけた取引類型であるといえるからこそ立法によって契約間の影響関係が認められたのだ。しかし、三当事者以上が関わる複合契約一般では、二当事者の場合以上に当事者の意思や認識を慎重に確定する必要があるから、この影響関係が認められる場面は相当限定的になるだろう。

V 結びにかえて

本稿は、現代社会で重要な意義を有するが、理論的にはまだ十分に解明されているとはいえない複合契約の問題についての考察を試みたものである。もっとも、本稿では、従来から大きな議論のあった第三者与信型消費者信用取引における抗弁の接続の問題と、最高裁判所でも争われ債権法改正においても規定の創設が検討された⁸³⁾、一方の契約の債務不履行を根拠に他方の契約の解除できるかという問題に焦点を当て、形式的には独立した契約同士を結び付ける要因はなにかという分析視点を持って考察を行ったにとどまる。しかし、複合契約の問題状況はこのような範囲に限られない。まず、どういった場合に複数の契約が密接に結びついているといえるのかという要件論は、債権法改正における議論でも検討されたものの、いまだに解明されていない。また、効果の面においても、例えば、一方の契約の無効が他方の契約にどう影響するか、あるいは一方の契約の不履行によって損害を被った場合に他方の契約の相手方に損害賠償請求権を行使できるかというように、複合契約にいかなる効果が認められるかということもまだまだ解明されていない。このように、多くの問題を抱える複合契約に対して、本稿が明らかにできた点はほんの些細なものであるが、残された問題が少しずつでも、着実に解明されていくことを期待している。

- 1) これに対して、複数の契約が時系列に従い順次異なる当事者間で締結される取引（以下、契約の連鎖と呼ぶ）も複合取引の射程であるが、本稿では複合契約のみにについての考察を行うものとする。契約の連鎖については都筑満雄『複合取引の法的構造』成文堂（2007年）21頁以下参照
- 2) 都筑・前掲注1）241頁によれば、第三者与信型消費者信用取引にあたるものと

して、割賦購入あっせんや提携ローン、ローン提携販売が代表的である。割賦購入あっせんとは、販売業者又は役務提供事業者と加盟店契約を結んだ第三者（信販会社）が、購入者又は役務提供を受けるものに信用を供与する場合である。提携ローンとは、購入者が金融機関から融資を受けて販売業者から商品・役務の提供を受けるとき、信販会社が購入者の保証人となり、購入者が信販会社を経由して金融機関に対し分割払いするものをいう。最後に、ローン提携販売とは、購入者が金融機関から融資を受け、商品・役務の提供を販売業者から受けるとき、販売業者が購入者の保証人になるものをいう。

- 3) 内田貴『民法Ⅱ債権各論〔第3版〕』東京大学出版会（2011年）264頁以下、大村敦志『基本民法Ⅱ債権各論〔第2版〕』有斐閣（2005年）125頁、近江幸治『民法講義Ⅴ契約法〔第3版〕』成文堂（2006年）306頁以下、潮見佳男『契約各論Ⅰ』信山社（2002年）23頁以下等
- 4) 都筑・前掲注1）241～242頁
- 5) この時期の裁判例を紹介するものとして以下の文献を参考にした。
石川正美「割賦購入あっせん等に関する裁判例の検討（3）～（6）」NBL294号34頁以下、296号40頁以下、297号37頁以下、298号37頁以下、岡孝「判例にみる消費者信用取引と抗弁権の対抗」金融法務事情1041号22頁以下、同「民法判例レビュー・契約」判例タイムズ493号97頁以下、島川勝・金子武嗣「立替払契約と抗弁権の切断（上）・（下）」NBL271号16頁以下、NBL274号37頁以下、糞和靖博「買主と信用供与者の法的関係について（1）」クレジット研究10号110頁以下等
- 6) 石川・前掲注5）NBL298号37頁以下、都筑前掲注1）250～251頁参照
- 7) 大村敦志『消費者法〔第4版〕』有斐閣（2011年）6頁、後藤卷則他『アクセス消費者法〔第2版〕』日本評論社（2007年）3頁等
- 8) この時期の学説について検討を加えるものとして、中舎寛樹『多角的法律関係の法的関係に関する研究序説』椿寿夫・中舎寛樹編『多角的法律関係の研究』日本評論社（2012年）45頁以下、福永有利・千葉恵美子「個品割賦購入あっせんと倒産法（上）」判例タイムズ522号23頁以下、山田誠一「複合契約取引についての覚書（1）」NBL485号34頁以下等
- 9) 福永・千葉前掲注8）23頁
- 10) 福永・千葉前掲注8）
- 11) 植木哲ほか「特別座談会・消費者信用取引における抗弁権対抗の法律構成と射程距離」金法1041号46頁以下〔木村発言〕
- 12) 植木哲ほか・前掲注10）48頁〔岡部発言〕
- 13) 福永・千葉前掲注8）25頁
- 14) 長尾治助「消費者信用における与信業者の義務」立命館法学161号1頁以下
- 15) 長尾・前掲注14）16～17頁
- 16) 長尾・前掲注14）17頁
- 17) 福永・千葉前掲注8）26頁

- 18) 植木哲ほか・前掲注11) 54頁以下〔山下及び山岸発言〕
- 19) 福永・千葉前掲注8) 26頁
- 20) 蓑輪・前掲注5) 126～127頁
- 21) 島川勝「割賦販売法改正の経緯と問題点」法時56巻8号20頁
- 22) 羽田満雄「消費者相談からみた割賦販売法の実態と問題点」ジュリ818号28頁以下によれば、昭和57年に各地消費生活センターで受付けた相談件数のうち、全体の12%が個品割賦購入あっせんについての相談であった。
- 23) この点について、これらの取引においては①現にトラブルが発生していないこと、②本法は割賦取引から生ずるリスクから買主を保護することを目的としているから割賦販売でない取引を対象とすべきでないこと等から対象外とされた。蓑輪・前掲注5) 138～139頁参照
- 24) 通商産業省産業政策局消費経済課編『昭和59年改正による最新割賦販売法の解説』(社)日本産業クレジット協会(1986年)193～194頁
- 25) 都筑・前掲注1) 254頁
- 26) 通産省産業政策局消費経済課・前掲注24) 194頁
- 27) 蓑和靖博「買主と信用供与者の法的関係について(2)」クレジット研究11号191頁
- 28) 例えば、名古屋高判昭和60年9月26日判時1180号68頁、秋田地判昭和61年11月17日判時1222号127頁等
- 29) 改正割賦販売法は昭和59年12月1日に施行された。従って、これ以前の取引は、改正割賦販売法の直接の適用対象とはならない。
- 30) この時期の裁判例を検討するものとして以下の文献を参考にした。
岡田愛「クレジット契約における抗弁の切断条項について」法学ジャーナル72号32頁以下、後藤巻則「割賦販売法の基本判例(1)」獨法50号180頁以下、蓑輪・前掲注27) 191頁以下、山本忠弘「割賦販売法における抗弁権の接続について」名城43巻4号2頁以下
- 31) これらの裁判例以外に、名古屋高判金沢支部昭和62年8月31日(判時1279号22頁)、仙台高判昭和63年2月15日(判時1270号93頁)、名古屋高判金沢支部平成3年8月28日(NBL482号34頁)等を参照
- 32) 本判決の評釈として、石川正美「判批」ジュリ891頁120頁以下参照。
- 33) 本判決の評釈として中山幾次郎「判批」判タ706号72頁以下
- 34) 蓑輪・前掲注27) 199頁
- 35) 本判決の評釈として吉川栄一「判批」江頭憲治郎・山下友信編『商法(総則・商行為)判例百選[第四版]』有斐閣(2002年)148頁以下
- 36) 本判決の評釈として、吉川・前掲注35)以外にも、執行秀幸「判批」リマークス1991(下)73頁以下、千葉恵美子「判批」民商103巻6号103頁以下、長尾治助「商品購入代金の立替払契約上の抗弁問題と信義則」ジュリ973号50頁以下等が存在するが、これらは創造規定説に立った上で判例の態度を否定している。

- 37) 例えば、名古屋高判金沢支部平成3年8月28日（NBL482号34頁）、東京地判平成7年3月17日等
- 38) 本判決の評釈として山本豊「判批」中田裕康・窪田充見編『民法判例百選Ⅱ債権〔第7版〕』有斐閣（2014年）114頁以下
- 39) 経済産業省商務情報政策局取引信用課編『平成12年改正による割賦販売法の解説』日本クレジット産業協会（2001年）20頁
- 40) 梶村太市ほか『全訂版割賦販売法改正』青林書院（2004年）111～121頁（千葉恵美子執筆部分）
- 41) 松田洋平ほか「割賦販売法改正の概要」NBL887号15頁以下
- 42) もっとも、不動産取引については、取引の特殊性から全面適用除外とされている。さらに、指定権利については、そもそも役務の提供についての方法のひとつであり、規制の後追いが生じている状況ではないため、指定制が維持されている。松田ほか・前掲注41）16頁
- 43) 前掲注38）最高裁判平成23年判決は既払金の返還についての事案であったが、本事案は平成20年以前の事案であり、本規定の直接の適用対象ではなかったため争いが生じた。
- 44) 松田ほか・前掲注41）16頁以下
- 45) 山本豊ほか「座談会割賦販売法の大改正」クレジット研究40号別冊17～18頁
- 46) 山田誠一「複合契約取引についての覚書（2・完）」NBL486号52頁以下
- 47) 山田・前掲注46）52頁
- 48) 山田・前掲注46）56～57頁
- 49) 山田・前掲注46）57頁
- 50) 山田・前掲注46）55頁
- 51) 山田・前掲注46）58～59頁
- 52) 千葉恵美子「『多数当事者の取引関係』をみる視点」椿寿夫教授古稀記念『現代取引法の基礎的課題』有斐閣（1999年）167頁以下
- 53) 千葉・前掲注52）167頁
- 54) 千葉・前掲注52）168頁
- 55) 執行秀行「第三者与信型消費者信用取引における提携契約関係の法的意義」ジュリ878号94頁以下、同880号134頁以下、新美育文「ローン提携販売についての一考察（下）」ジュリ897号101頁以下
- 56) 北川善太郎『消費者法のシステム』岩波書店（1980年）141頁以下
- 57) 北川・前掲注56）142頁
- 58) 北川・前掲注56）143頁
- 59) 千葉・前掲注52）172頁
- 60) 執行・前掲注55）135～136頁
- 61) 執行・前掲注55）140頁
- 62) 北川善太郎「約款と契約法」NBL242号82頁以下

- 63) 千葉・前掲注52) 175頁
- 64) 千葉恵美子「割賦販売法上の抗弁接続既定と民法」民商法93巻臨時増刊号(2)(創刊五十周年記念論文Ⅱ)(1986年)289頁以下
- 65) 中舎寛樹「多角的法律関係の法的構造に関する覚書」法政論集227号(2008年)211頁以下
- 66) 本判決の評釈として、池田真朗「判批」NBL617号64頁以下、大村敦志「判批」平成8年度重判解68頁以下、鹿野菜穂子「判批」中田裕康・窪田充見編『民法判例百選Ⅱ債権[第7版]』有斐閣(2014年)96頁以下、金山直樹「判批」法教201号114頁以下、久保宏之「判批」92頁以下、近藤崇晴「判解」最判解民事篇平成8年度(下)950頁以下、本田純一「判批」私法判例リマークス16号38頁以下等
- 67) 近藤・前掲注66) 962頁
- 68) 鹿野・前掲注66) 97頁
- 69) 本判決の評釈として、中野妙子「判批」ジュリ1182号101頁以下
- 70) 中野・前掲注69) 102頁
- 71) 都筑・前掲注1) 304頁
- 72) 中野・前掲注69) 103頁
- 73) 本判決の評釈として、野澤正充「判批」判評631号164頁以下、天野研司「判批」金判1391号7頁以下、宗宮英俊他「判批」NBL955号100頁以下等。また、北居功「複合契約の解除」法セミ706号82頁以下も参照
- 74) 野澤・前掲注73) 166頁
- 75) 野澤・前掲注73) 168～169頁
- 76) 野澤・前掲注73) 169頁、北居・前掲注73) 82頁
- 77) 執行・前掲注55) 95頁
- 78) フランス民法1165条は、契約の相対効の原則について「合意は契約当事者の間でなければ効力を有しない。合意は、第三者を何ら害することなく、かつ1121条によって定められる場合でなければ第三者の利益とならない」と定めている。日本民法にこの原則は明文化されていないものの、現行民法典の起草者は、法典に規定するまでもない自明の原理であるとのことから、削除したのであり、日本においても当然の法理だと考えられている。谷口知平ほか編『新版注釈民法(13)』[野澤正充]535頁
- 79) 基本契約説は当事者の意思そのものを結合要素と主張するものではないが、意思を構成要素とする「基本契約」という概念によって別個の契約が結びついていると考える点で、その結びつきの根拠は当事者の意思ということになる。
- 80) 野澤・前掲注78) 535頁
- 81) 金山直樹「契約の消滅と裁判官—契約の相互依存関係の問題」法時87巻7号78頁
- 82) 中舎・前掲注68) 220頁
- 83) 中間試案までは、「複合契約の解除」という項目で(M)判決の法理を明文化す

る規定の導入が検討されていたが、最終的には、要件が不明確であることから明文化は回避された。信山社編『民法改正中間試案の補足説明』信山社（2013年）136～138頁